

犬山市における空家等対策に関する協定書

犬山市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、犬山市内における空家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通及び活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるところによる。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（業務の委託）

第4条 乙は前条に定める事項のうち、甲が発注する業務について乙の提携する関連団体に対して業務の委託ができるものとする。

（情報の共有及び収集）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める事項を実施するにあたり、情報の共有及び収集に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第6条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、市広報・ウェブサイト・チラシ等による啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第7条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む）相談業務におい

て、所有者等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実施するように努めるものとする。

3 乙は、その構成員へ第3条に掲げる取組事項に必要な空家等の対策に関する情報の周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和2年3月31日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和2年1月16日

甲 犬山市大字犬山字東畑36

犬山市

代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長 和田 博 恭